

## 新居浜市低入札価格調査実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者又は予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かの調査（以下「低入札価格調査」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象工事)

第2条 低入札価格調査の対象となる建設工事は、設計金額が1億円以上で競争入札によるもの又は新居浜市建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領（平成19年制定）第2条の規定に基づく簡易型総合評価落札方式によるものとする。

### (調査基準価格の算定等)

第3条 市長又は契約に関する事務を委任された者（以下「契約担当者」という。）は、低入札価格調査を実施する場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を別表1に掲げるところにより算定しなければならない。ただし、契約担当者が特に必要と認めた工事の調査基準価格の算定は、この限りでない。

2 調査基準価格は、落札者の決定後に公表するものとする。

### (入札参加者への周知)

第4条 低入札価格調査対象工事の入札を執行するときは、契約担当者は次に掲げる事項を入札参加者に対して適当な方法により周知するものとする。

- (1) 本要領の適用があること。
- (2) 入札時には、別表2の本工事費内訳書の検討に係る判定基準（以下「判定基準」という。）の項目を含み、かつ、入札価格と合致する工事費内訳書（以下「本工事費内訳書」という。）を提出すること。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者が、本工事費内訳書の提出をしない場合及び入札価格と合致しない本工事費内訳書を提出した場合の入札は、無効となること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (5) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果通知の方法
- (6) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、低入札価格調査に協力すべきこと。

### (入札の執行)

第5条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、契約担当者は入札参加者に対して落札決定についての保留を宣言し、後日落札者を決定する旨を告げ、入札を終了する。

### (判定基準による判定)

第6条 前条の入札が行われた場合、契約担当者は、最低価格入札者から提出された本工事費内訳書を別表2

の判定基準に照らし、低入札価格調査を実施するか否かを判定する。この場合において、別表2の判定基準を1つでも満足しない場合は失格として取り扱い、全てを満足した場合のみ低入札価格調査を行うものとする。

- 2 契約担当者は、判定基準に基づき判定した結果、失格と判断した場合には、予定価格の制限の範囲内で入札したその他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（簡易型総合評価落札方式による工事にあつては、予定価格の制限の範囲内で入札したその他の者のうち、最高の評価値をもって入札した者。以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

（低入札価格調査の実施）

第7条 前条の規定により低入札価格調査の実施を決定した場合は、日時等設定の上、最低価格入札者に低入札価格調査通知書（第1号様式）により通知するとともに、速やかに低入札価格調査を実施する。

- 2 低入札価格調査は、契約担当者が必要と認めた職員をもって行うものとする。
- 3 低入札価格調査は、次に掲げる事項について、最低価格入札者からの事情聴取及び関係機関への照会により行うこととし、その結果を、低入札価格調査表（第2号様式）に記載するものとする。

（1）当該価格により入札した理由

（2）調査対象工事現場付近及び関連工事における手持ち工事の状況

（3）調査対象工事の配置予定技術者名簿

（4）調査対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）

（5）手持ち資材の状況

（6）資材購入先及び入札者との関係

（7）手持ち機械の状況

（8）労務者の確保計画及び工種別労務者配置計画

（9）過去に施工した公共工事名及び発注者

（10）建設副産物の搬出地

（11）第1次下請の予定業者及び予定下請金額

（12）経営状況（保証会社等への照会）

（13）信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況、その他）

（14）その他必要な事項（新居浜市作成の設計書に準ずる工事費内訳書（数量、仕様、材料単価（根拠資料を含む。）、労務単価及び経費が半るものであること）、資材購入予定金額、下請予定金額等の見積書等）

- 4 前項第14号については、当該工事の設計を担当した者が次に掲げる内容について調査するものとする。

（1）数量は、設計図書に計上した設計数量を満足しているか。

（2）材料・製品は、設計仕様に合致した品質・規格を有するか。

（3）材料単価は、適正な取引価格に基づくものであるか。

（4）労務単価は、法定最低賃金を下回っていないか。

（5）建設廃棄物は、適正な処理方法、処理費用が計上されているか。

（低入札価格調査の結果）

第8条 契約担当者は、前条の低入札価格調査の結果、最低価格入札者の価格により契約の内容に適合した履

行がされると認められた場合には、当該入札者を落札者と決定し、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたときは、低入札価格調査表（第2号様式）を付して新居浜市契約規則（昭和39年規則第32号）第3条の2に規定する新居浜市競争入札参加資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）に審査を求めなければならない。

（審査委員会の審査）

第9条 審査委員会は、契約担当者から審査を求められたときは、最低価格入札者の価格により契約の内容に適合した履行がされるか否かを審査する。

（審査委員会の意見に基づく落札者の決定等）

第10条 前条の審査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められた場合には、当該入札者を落札者と決定する。

2 前条の審査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者と決定する。

3 第6条第2項又は前項に該当する場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合は、第6条以降と同様の手続きを行うものとする。

（入札結果通知）

第11条 前条第1項の規定により、最低価格入札者を落札者と決定したときは、当該最低価格入札者には落札結果通知書（第3号様式）により、その他の入札者には入札結果通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 前条第2項の規定により、次順位者を落札者と決定したときは、当該次順位者には落札結果通知書（第3号様式）により、最低価格入札者には調査結果通知書（第5号様式）により落札者とならない旨を、その他の入札者には、入札結果通知書（第4号様式）により次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

3 電子入札システムによる入札の場合、前2項の規定にかかわらず、落札結果通知書（第3号様式）及び入札結果通知書（第4号様式）は、電子入札システムの様式により通知する。

（前払金及び中間前払金に対する制限等）

第12条 調査基準価格を下回った入札を行った者が落札者となった場合は、当該落札者が契約締結後に請求できる前払金の請求率を50%減じ、中間前払金については支払わないものとする。

（契約保証金の増額）

第13条 調査基準価格を下回った入札を行った者が落札者となった場合は、契約保証金を請負代金額の10分の3以上納付させるものとする。

（副市長が権限を有する契約）

第14条 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和39年規則第24号）第2条副市長委任事項の項第5号の規定により契約に関する事務を委任された副市長が権限を有する契約については、第1号様式、第3号様式、第4号様式及び第5号様式中「新居浜市長」とあるのは、「新居浜市副市長」とする。

附 則

この要領は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月4日から施行し、同日以後に実施する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成23年3月31日から施行し、平成23年4月1日以後に実施する工事請負契約の入札から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に実施する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する入札から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する入札から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する入札から適用する。

別表1（第3条関係）

調査基準価格の算定方法

区 分	計 算 式	備 考
建築工事（建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。）	直接工事費×0.9×0.97+共通仮設費×0.9+（直接工事費×0.1+現場管理費）×0.9+一般管理費×0.68	左欄の計算式により算出した額が予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）に10分の9.2を乗じて得た額を超えるときは、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは、10分の7.5を乗じて得た額とする。
土木工事（上記区分に含まれない工事を含む。）	直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68	

※各費目毎に所定の率を乗じて、円未満は切捨てた額の合計額を調査基準価格とする。

別表2（第6条関係）

本工事費内訳書の検討に係る判定基準

① 直接工事費は、発注者が設計した直接工事費の90%以上であること。
② 共通仮設費は、発注者が設計した共通仮設費の80%以上であること。
③ 現場管理費は、発注者が設計した現場管理費の80%以上であること。
④ 一般管理費は、発注者が設計した一般管理費の30%以上であること。

※円未満は切捨てとする。